

第一章 はじめに

1 計画の背景と目的

平成16年6月に厚生労働省より「※水道ビジョン」が公表され、その後、平成20年7月に改訂され、水道関係者の共通の目標である水道の将来像とそれを実現するための具体的な施策が示されました。また、平成17年10月17日には「地域水道ビジョンの作成について」が通知され、各水道事業者に「地域水道ビジョン」を作成することが求められました。一方、※簡易水道事業の国庫補助制度は、以下のような観点から平成19年度事業より見直されています。

事業経営者が同一であり、かつ、会計が同一または一体的な管理が可能な複数の水道事業は統合すべき事業とし、これに該当するにもかかわらず統合しない簡易水道事業への補助は行わない。しかし、事業統合に伴う施設整備にはある程度の期間を要することから、平成21年度以内に統合または統合の計画を示した簡易水道事業に限り、10年後(平成28年度)までは統合整備事業の補助対象とする。

資料：厚生労働省 平成19年度

「串間市水道ビジョン」は、水道課が管理運営を行っている※水道事業の現在の状況と将来見通しを分析・評価した上で、※水道未普及地域（集落で管理している水道や自家用井戸を利用されている地域）を含めた、飲用水、生活用水に関する目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示し、具体的な施策を計画的に実行し、市民のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に引き継いでいこうとするものです。

水道は、市民生活における重要な※ライフラインのひとつであり、経済活動や社会的な活動を支える非常に大切な施設です。また、現在の水道には安全で豊富な水を安定して供給することはもちろん、市民の多様なニーズに対応して、より質の高いサービスが求められるようになってきています。その一方、公営の水道が整備されていない水道未普及地域も残されています。

このため、串間市としては、現在進めている、水源開発や、※高度浄水処理施設の整備に加え、老朽化した水道施設の効率的な更新や施設の拡充・高度化、水道未普及地域の解消を計画的に進める必要があります。一方、給水量は、給水人口の減少、節水意識の向上、節水型機器の普及などにより減少傾向が続いており、これに伴って料金収入も減少し、水道事業経営が逼迫することも予想されています。

本計画では、このような状況を踏まえ、水道事業をとりまく社会的条件などの変化を十分検討し、長期的な視野にたった今後の水道事業のあり方等について基本的

な方向性を明らかにし、継続的な健全経営を前提とした効率的、段階的な施策を示します。

《 水道事業を取り巻く社会、経済情勢の変化 》

1) 水道の運営基盤の強化【持続】

- ・ 給水人口、給水量の減少により、料金収入が減少傾向にあります。
- ・ 生活様式の変化、節水意識の向上、節水型機器の普及により総体的に水需要が減少傾向にあります。
- ・ 経営基盤が脆弱な簡易水道同士の統合や※上水道事業への統合により、水道の運営基盤の強化を図る必要に迫られています。
- ・ 簡易水道等国庫補助金の見直しが行われるなど、水道施設の更新や構築物・管路の耐震化のための補修・補強に必要な資金の確保等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しくなっています。
- ・ 水道普及率は 90%を超える状況にあり、今後、必要となる施設整備等は、料金収入に直結しない場合が多くなります。

2) 安心・快適な給水の確保【安心】

- ・ 安定水源を確保するために、新たな※自己水源の開発を進めています。
- ・ おいしくて安心な水を給水するために、より高度な浄水技術（※クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物対策、濁り対策）の導入を進めています。
- ・ 塩素臭対策等を含めて施設の効率的な運転のために、広域的な監視・制御ができる水道システムを導入する必要があります。
- ・ 未普及地解消のために、公営水道への加入を促進するとともに、水道法で規制されていない小規模水道等は、維持管理方法における指導を行う必要があります。
- ・ 串間市水道事業の主な施設は、築造後 20 年以上経過したものも多く、施設の改良・更新による安定・持続的な経営を行うために水道システム全体の再構築を行う必要があります。

3) 災害対策等の充実と安定供給【安定】

- ・ 水道施設の技術基準を定める省令の一部改正（平成 20 年 10 月 1 日施行）により、水道施設の耐震化が必要となりました。
- ・ 災害対策の充実のために※危機管理※マニュアルを作成し、事前対策、応急対策、事後対策等とともに、緊急給水拠点、応急復旧体制を整備する必要があります。

4) 環境エネルギー対策の強化【環境】

- ・ 水道事業では、多くの電力を消費しています。大部分を占めているポンプ等の消費電力の削減のために、省エネルギー機種の採用が求められています。

≪ ニーズの変化 ≫

1) 安全でおいしい水の条件

近年、安全でおいしい水の安定供給への要求はますます強くなっています。「水道水の安全性・おいしさ」を満足するためには、次のような条件を満たす必要があります。

- ・ 良質の水源水質が保たれていること
- ・ 臭いのないおいしい水の供給
- ・ 色や濁りのない水が供給されること
- ・ 健康に有害な物質が取り除かれていること
- ・ 不便を感じない水圧が確保されていること
- ・ 事故や渇水時にも給水制限や断水が少ないこと
- ・ 台風・地震等の災害時にも必要最小限の給水が確保できること

2) 水道事業の責務

水道事業として市民の皆様からの信頼を得て、安心して水道運営を任せられるためには、企業倫理や法令順守の確保を徹底しなければなりません。また、市民の皆様との協働による事業への取り組みや水道事業者として環境に配慮した事業経営を行うことが必要です。

2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、串間市全域とし、上水道事業、簡易水道事業及び水道未普及地域に関しても今後の方針、対応について示します。

3 計画の期間

水道ビジョンは、10年程度の期間を目標に定めることが推奨されています。一方、串間市上水道事業第5次整備事業は、平成27年度を目標年度とし、現在事業を進めています。

串間市水道ビジョンは、平成30年度を目標に策定するものとし、上水道事業の計画値等は、第5次整備事業の内容との整合を図るものとし、

今後、水道事業を取り巻く環境に変化が生じた場合には、再評価してその都度見直しを行います。

4 関連計画

「第四次串間市長期総合計画」は、平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年次として、行政と市民が共に進める今後の串間づくりの共通のガイドラインとして策定され、「しあわせな社会を創る」「住みよい空間を創る」「豊かな経済を創る」を3本柱にして、「しあわせで、住みよい、豊かな串間の創造」の具現化をうたっています。「水道ビジョン」は、長期総合計画を上位計画として捉え、計画内容は整合を図ります。

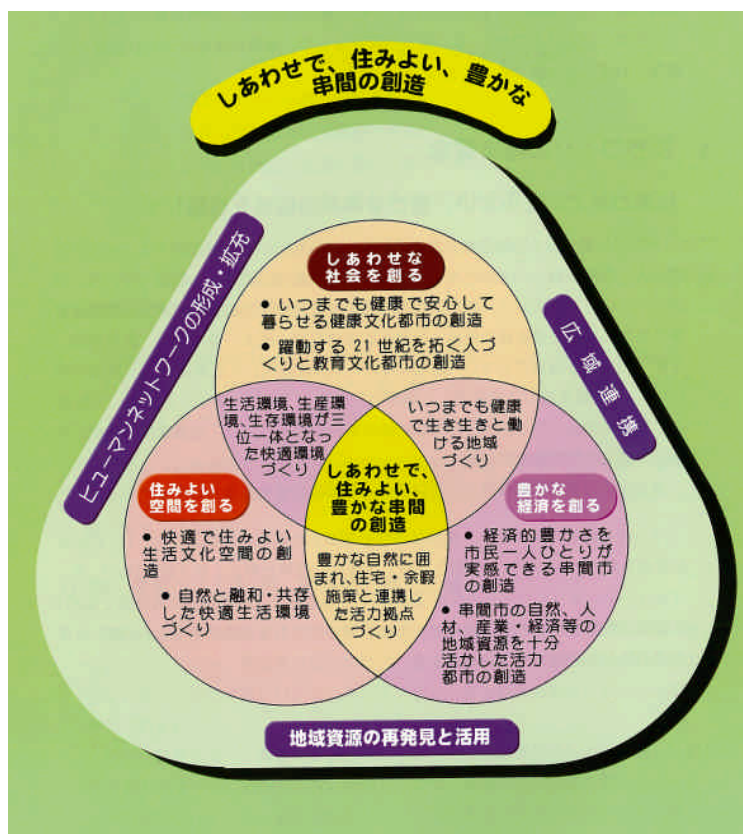


図 長期総合計画の基本理念